

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年12月13日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	66kV自動オシロ盤1点検の警報試験において、警報出力端子の不具合による動作不良(「起動用開閉所オシロ動作」警報が発報せず)が認められたため、当該警報端子のケーブルを予備端子と接続換えを実施。	GⅢ	
2	1号機	非常用ガス処理装置排気筒の放出管理用捕集フィルタの放射能測定を行ったところ、検出限界値をわずかに上回る粒子状放射性物質(セシウム137)が検出。当所のプラント内の放射線モニターの値や設備に異常は確認されておらず、使用済プール水および原子炉水の放射能分析結果においても、セシウムの濃度は限界値未満であることから、福島第一原子力発電所の事故に由来するセシウムが捕集され、検出されたものと推定。	対象外	
3	2号機	制御棒駆動水圧系・燃料プール冷却浄化系導電率記録計において、記録ペンを浮かせた状態にしてしまったことによる欠測(H25年12月10日11時25分～H25年12月12日10時35分)が認められたため、H25年12月12日10時35分、当該記録ペンを通常状態に復帰させ、記録再開。	GⅢ	